

災害時における応急生活物資及び 防災資機材等の賃貸の協力に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と三和物流サービス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項にさだめる武力攻撃災害（緊急事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、応急生活物資及び防災資機材等（以下「資機材等」という。）について、甲が乙に賃貸の協力を要請する手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において資機材等を必要とするときは、乙の保有商品の提供について協力を要請することができる。

2 要請手続は、実施要請書（様式第1号）をもって行うこととする。ただし緊急を要する場合は口頭、電話等の手段により要請し、事後、実施要請書（様式第1号）を提出することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、業務に支障を来さない範囲で、保有する資機材等の提供について、積極的に努めるものとする。

（資機材等の運搬）

第4条 資機材等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行う。

（資機材等の引き渡し）

第5条 資機材等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、資機材等を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施報告書（第2号様式）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（資機材等の指定）

第7条 甲が乙に要請する資機材等は、あらかじめ乙から提出された賃貸品目から、災害の状況等に応じて甲が指定する。

(資機材等の管理)

第8条 乙が提供した資機材等の管理については、甲が行うものとする。

(費用の負担等)

第9条 乙が提供した資機材等の賃貸料及び運搬等の経費については、甲が負担するものとし、負担額は災害時等の直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 資機材等の提供に要した費用は、乙が第6条に規定する報告についての甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第11条 乙は災害時等における円滑な協力を図れるよう、各営業所との情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(情報交換)

第12条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び資機材等の提供等についての意見交換を行い災害時等に備えるものとする。なお、連絡体制については連絡体制表(様式第3号)により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

2 甲と乙は、災害時等において被災地域や被災者の状況、物資の輸送路の状況等について情報交換を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項については、双方協議して実施細則に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結日の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日から1カ月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 加 藤 龍 幸

乙 札幌市清田区真栄648-2

代表取締役社長 金 子 忠 史